

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月十三日から適用する。

令和七年九月十二日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後		別表	
	一般名	適用日	
	精製ヒアルロン酸ナトリウム	(略)	
	(削る)	(削る)	
	(略)	(略)	
	セイヨウハツカ油	(略)	
オキシメタゾリン・クロルフ	令和七年九月十三日		
エニラミン			

改正前		別表	
	一般名	適用日	
	精製ヒアルロン酸ナトリウム	(略)	
	オキシメタゾリン・クロルフ	令和六年九月十三日	
	エニラミン		
	(略)	(略)	
セイヨウハツカ油	(略)		
(新設)	(新設)		

(傍線部分は改正部分)